関東地方河川堤防復旧技術等検討フォローアップ委員会及び統合物理探査検討会
合同委員会　規約

（適用）

第１条　本規定は、国土交通省関東地方整備局が開催する、関東地方河川堤防復旧技術等フォローアップ委員会及び統合物理探査検討会の合同委員会（以下「委員会」という。）に適用する。

（目的）

第２条　委員会は、平成２３年３月１１日に発生した「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）」等により被害を受けた堤防等河川管理施設の復旧のために設置した「関東地方河川堤防復旧技術等検討会」のフォローとして、本格復旧工事の実施状況、統合物理探査結果などにより、通常堤防と同等であるかの評価を行い、必要に応じて調査及び対策を実施し、基準水位を元に戻すことについて、技術的な助言を行うものとする。

（委員の委嘱）

第３条　委員会の委員は、関東地方整備局長が選定し委嘱を行う。

検討会の委員は、関東地方整備局関東技術事務所長が選定し委嘱を行う。

２．委嘱期間は平成２４年７月３１日までとする。

（委員会の組織）

第４条　委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

（委員会の公開）

第５条　委員会の開催については、関東地方整備局ホームページ（以下「地整ＨＰ」という）で公表する。

２．委員会は、原則非公開とする。報道機関等のカメラ撮りは検討会冒頭のみ可能とする。

（資料等の公表）

第６条　委員会配付資料及び議事要旨は、後日地整ＨＰにて公開する。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、委員会の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）

第７条　本委員会に係わる事務は、独立行政法人土木研究所　地質・地盤研究グループ及び関東地方整備局 河川部水災害予報センターが行う。

（附則）

第８条　本規約は、平成２４年５月２４日から適用する。